

## 函館タクシーで企業内最賃の労使協定を締結！

道内のハイヤー・タクシー労働者の法定地域最賃の違反状態が大きな社会問題となっているなか、全自交函館タクシー労組は、会社側と最低賃金に関する労使協定を締結しました。

函館市を含む道南地域は、総務省の賃金構造基本調査でおよそ約2割が最賃割れの実態が明らかになっていました。

北海道ハイク最賃協議会では、企業内最賃協定の締結を春季生活闘争の最重要課題に位置づけ、本年1月、こうした地域においては違法状態を早期に是正するとともに、比較的日車営収が高い地域においては、時間額700円を目安に使用者との間で最賃協定を締結するよう、指針としてきたところです。

今回締結された最賃額は、法定最賃を1円上回る金額ですが、ハイク経営者の多くが協定締結を拒んでいることや、2割ものハイク労働者が最賃を下回る実態にあることを考慮すると、ハイク労働者の最賃制度確立に向けた取り組みを一步前進させるものであり、同労組が粘り強く取り組んだ結果であるとして評価できるものです。

各ハイク労組は、函館タクシー労組の労使協定締結に続いて一つでも多くの労組が締結に至るよう、今後の交渉に奮闘されることを願います。

要求・回答・妥結情報を集約していますので、2005春季生活闘争本部 情報センターまでお知らせ下さい。

TEL011-210-0050 FAX011-272-2255